

(認定)

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者（委託国内放送業務を行いう場合における協会を除く。）は、次の各号のいずれにも適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～五 省 略

2・3 省 略

○電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）（抄）

(登録)

第三条 省 略

2 前項の登録を受けようとするとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 省 略

二 総務省令で定める電気通信役務利用放送の種類

三 省 略

四 業務区域

3 省 略

（変更登録等）

第六条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするとときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～4 省 略

○有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）（抄）

(業務の許可)

第三条 有線放送電話業務を行おうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならぬ。

(業務区域)

第五条 省 略

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならぬ。

○有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）（抄）

（施設の許可）

第三条 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その規模が総務省令で定める基準をこえない有線テレビジョン放送施設については、この限りでない。

2 省 略

○たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（抄）

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2・3 省 略

（許可の条件等）

第二十四条 財務大臣は、第二十二条第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 省 略

（出張販売）

第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、財務省令で定めるところにより、その場所ごとに、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十四条の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。

○塩事業法（平成八年法律第三十九号）（抄）

（塩製造業の登録）

第五条 塩の製造を業として行おうとする者（用途若しくは性状が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（以下「特殊用塩」という

。」又は製造の方法が特殊な塩であつて財務省令で定めるもの（特殊用塩を除く。以下「特殊製法塩」という。）のみの製造を業として行おうとする者を除く。」は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2・3省略

（塩特定販売業の登録）

第十六条 塩の特定販売を業として行おうとする者（特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。）は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2・3省略

（塩卸売業の登録）

第十九条 塩の卸売を業として行おうとする者（特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。）は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2・3省略

○水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）（抄）

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2省略

（事業の変更）

第十一条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするととき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

1・2省略

2・3省略

（事業の認可）

第二十六条 水道用水供給事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（事業の変更）

第三十条 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするととき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

1・2省略

2・3省略

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）（抄）

（業として行う採血の許可）

第十三条 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所（以下「採血所」という。）ごとに、政令で定める額の手数料を納めて、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

25 省略

○臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）（抄）

（業として行う臓器のあつせんの許可）

第十二条 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあつせん（以下「業として行う臓器のあつせん」という。）をしようとする者は、厚生労働省令で定めることにより、臓器の別ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 省略

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（製造販売業の許可）

第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売をしてはならない。

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の種類

許可の種類

第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品

第一種医薬品製造販売業許可

前項に該当する医薬品以外の医薬品

第二種医薬品製造販売業許可

医薬部外品	医薬部外品製造販売業許可
化粧品	化粧品製造販売業許可
高度管理医療機器	第一種医療機器製造販売業許可
管理医療機器	第二種医療機器製造販売業許可
一般医療機器	第三種医療機器製造販売業許可

2 省略
(製造業の許可)

第十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造をしてはならない。

2・5 省略
6 第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするとときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

7 省略

(外国製造業者の認定)

第十三条の三 外国において本邦に輸出される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を製造しようとする者（以下「外国製造業者」という。）は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

2・3 省略

(医療機器の修理業の許可)

第四十条の二 医療機器の修理業の許可を受けた者でなければ、業として、医療機器の修理をしてはならない。

2・4 省略

5 第一項の許可を受けた者は、当該事業所に係る修理区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

6 省略

(有料職業紹介事業の許可)

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

② ⑤ ⑥ 省 略

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八

十八号）（抄）

(一般労働者派遣事業の許可)

第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 ⑤ ⑥ 省 略

○港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）

(港湾労働者派遣事業の許可)

第十二条 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 ⑤ ⑥ 省 略

四 港湾ごとの派遣事業対象業務（労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）の種類

五・六 省 略

3 ⑤ ⑥ 省 略

(派遣事業対象業務の種類の変更等)

第十八条 第十二条第一項の許を受けた事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港湾派遣元事業主（港湾ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。）の当該種類のうち一部のものに係る港湾労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

2 ⑤ ⑥ 省 略

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）

（建設業務有料職業紹介事業の許可）

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

25省略

（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）

第三十一条 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

25省略

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（検査業者）

第五十四条の三 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

25省略

○肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号から第五号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

17省略

3 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの、指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料については、この限りでない。

2省略

(仮登録を受ける義務)

第五条 普通肥料で公定規格が定められていないもの（指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料を除く。）を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録を受けなければならない。

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる。

2 ～ 6 省 略

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

(特定飼料等製造業者の登録)

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 ～ 4 省 略

(外国特定飼料等製造業者の登録等)

第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 ～ 3 省 略

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

(登録)

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 ～ 6 省 略

○商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

(設立の許可)

第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(変更の許可等)

第三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

254 省略

○商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）

(許可の申請)

第五条 第三条の許可を受けようとすると者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

154 省略

五 業務の種類及び方法

六・七 省略

2 省略

(変更の認可)

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするととき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（抄）

(事業の登録)

第三条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

254 省略

(認定)

第二十九条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつて

は経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

2・3 省略

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十三条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて増加しようとすることは、經濟産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・3 省略

○高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

(完成検査)

第二十条 省略

3 省略

第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一省略

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4・5 省略

(保安検査)

第三十五条 第一種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一省略

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2・4 省略

(容器再検査)

第四十九条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業

省令で定める方法により行う。

2 ～ 6 省 略

(容器等製造業者の登録)

第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 ～ 4 省 略

(外国容器等製造業者の登録)

第四十九条の三十一 外国において本邦に輸出される容器又は附属品の製造の事業を行う者は、容器等事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 省 略

(特定設備製造業者の登録)

第五十六条の六の二 特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分（以下「特定設備事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 ～ 4 省 略

(外国特定設備製造業者の登録)

第五十六条の六の二十二 外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行う者は、特定設備事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 省 略

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 省 略

三 卸電気事業 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 ～ 六 省 略

2 ～ 3 省 略

(事業の許可)

第二条 電気事業（特定規模電気事業を除く。以下この節（第五条第七号及び第十七条第一項を除く。）において同じ。）を営もうと

する者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

(許可証)

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

第六条 省 略

一・二 省 略

三 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点

四 省 略

(供給区域等の変更)

第八条 電気事業者は、第六条第二項第三号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 省 略

(特定供給)

第十七条 電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。
- 二 一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

2・5 省 略

(一般電気事業者の供給区域外の供給)

第二十五条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 省 略

○電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（抄）

(登録)

第三条 電気工事業を営もうとする者（第十七条の二第一項に規定する者を除く。第三項において同じ。）は、二以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

○工業用水道事業法（昭和二十三年法律第八十四号）（抄）

（事業の届出及び許可）

第三条 省略

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 省略

二 給水区域

三・四 省略

2 省略

（給水能力等の変更）

第六条 省略

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の

3 許可を受けなければならない。

3 省略

○深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（抄）

（深海底鉱業の許可）

第四条 深海底鉱業を行おうとする者は、探査又は採鉱を行う区域を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 省略

（許可証）

第十三条 省略

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一・五 省略

六 深海底鉱区の面積
（深海底鉱区等の変更）

第十四条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「深海底鉱業者」という。）は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするとときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）（抄）

（製造の許可）

第三条 アルコールの製造（精製（アルコールの利用価値を高めるため蒸留その他の方法によりアルコールの不純物を除去することをいう。以下同じ。）を含む。第十五条を除き、以下同じ。）を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

（変更の許可等）

第八条 製造事業者は、第三条第二項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 省 略

（輸入の許可）

第十六条 アルコールの輸入を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

（販売の許可）

第二十一条 アルコール（特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。）の販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、製造事業者又は輸入事業者が、その製造し、又は輸入したアルコールを販売する場合は、この限りでない。

2 省 略

（使用の許可）

第二十六条 アルコール（特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。）を工業用に使用しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～五 省 略

六 使用施設ごとのアルコールの用途及び使用方法並びに使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備ごとの能力及び構造

七・八 省 略

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）

（事業の許可）

第二条の二 航空機（經濟産業省令で定める滑空機を除く。第十七条第一項を除き、以下同じ。）又は特定機器の製造又は修理（改造を含み、經濟産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるもの）を除く。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、經濟産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従い、工場ごとに、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可証）

第二条の六 省略

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 省略

三 事業の区分

四・五 省略

（事業の区分の変更）

第二条の八 許可事業者は、第二条の六第二項第三号の事項を変更しようとすることは、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。但し、その変更が二以上の事業の区分に係る許可事業者の一部の区分の事業の廃止であるときは、この限りでない。

2 省略

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第二百十一号）（抄）

（認定）

第三条 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分（前条第八項各号に係る国外適合性評価事業の区分をいう。以下同じ。）に従い、主務大臣の認定を受けることができる。

2 4 省略

○割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）（抄）

(前払式割賦販売業の許可)

第十一条 指定商品を引き渡すに先立つて購入者から二回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する第二条第一項第一号に規定する割賦販売（以下「前払式割賦販売」という。）は、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一・三 省 略

(割賦購入あつせん業者の登録)

第三十一条 第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんは、経済産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦購入あつせん業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、第八条第四号の団体については、この限りでない。

(前払式特定取引業の許可)

第三十五条の三の二 前払式特定取引は、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一・三 省 略

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）

(フロン類破壊業者の許可)

第二十五条 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

(軌道からの変更)

第六十二条 軌道法による軌道事業を經營する者は、国土交通大臣の許可を受けて当該軌道事業を鉄道事業に変更することができる。

2・3 省 略

○道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）（抄）

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 省 略

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、営業所の名称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2・4 省 略

(免許)

第四十七条 自動車道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならぬ。

2・3 省 略

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第八十条 省 略

2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

3 省 略

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

(高速道路の新設又は改築)

第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七條第一項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

2・10 省 略

○自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）（抄）

（事業の許可）

第三条 自動車ターミナル事業を經營しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。

一・二 省 略

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（定期点検整備）

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一～三 省 略

2 省 略

（優良自動車整備事業者の認定）

第九十四条 地方運輸局長は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有する事業場ごとに、優良自動車整備事業者の認定を行う。

2～5 省 略

○運河法（大正二年法律第十六号）（抄）

第一条 一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開設セムトスル者ハ國土交通大臣ノ免許ヲ受クヘシ

○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）

（施設の新設等の許可等）

第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船

台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省略

(設備の新設等の許可等)

第三条 前条の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドツク、引揚船台等の設備であつて国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするとときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省略

○小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）（抄）

(登録)

第四条 小型船造船業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び事業場ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第六条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事又ハ第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事（以下改造修理工事ト称ス）ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事が第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事又ハ改造修理工事ニ付第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査ヲ省略ス

第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ從ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（船舶安全法の準用）

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2・3 省略

（事業の許可及び届出）

第二十条 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省略

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（船員派遣事業の許可）

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

2・5 省略

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）